

第二次再審へ向けて 新資料発掘の「研究会」始まる

▼11月8日の第一回研究会。正面から、平館登志子さん、大川弁護士事務局長、古閑彰一独協大教授、古川純専修大教授、小林英三郎さん（支援する会の事務所にて）。



横浜事件
再審裁判を
支援する会

「支援する会」6年目に入る

「拘禁二法」は三たび国会へ

横浜事件はまだ終わらない

最高裁は「棄却」しましたが、このまま屈伏して真実を葬り去ることはできません。請求人も弁護団も次の再審をめざして準備を始めました。6年目になりますが、ぜひ続けてご支援をお願いします!!

No.19

1991.12.10

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

私たちの再審請求に対する最高裁の理不尽な棄却決定（91年3月14日）をうけて、請求人、弁護人、支援する会は、日本に正義・人権・民主主義をとりもどすためにも再審は必ず実現させる、そのために直ちに第二次再審請求の準備を開始する、との方針をきめました。（会報・18号）

(1)第二次再審請求に備え、新資料の発掘、「腰を据えた」新たな取り組みの体制づくり。(2)問題を国際的な舞台で訴えていく。

さる一月八日、(1)のための研究会が、古川純（専修大学教授）、古閑彰一（独協大学教授）という占領軍文書研究における第一人者のご参加を得て発足しました。情報公開法がいまだに実現しないわが国において、前途は樂觀を許しませんが、他の裁判にみられない新しい取り組みの体制として、実りある研究会にしたいと願っています（2～3ページ）。

一方、八月二～三六日、森川金寿弁護士団長、木村亨請求人は、ジュネーブにおける国連人権委員会に参加し、問題を国際的にアピールされてきました（4～6ページ）。

今後共、支援する会活動をいっそう大きく力強いものにしていきますよう。

新たな取り組みを開始

第一回事件研究会(要旨)

●研究会 参加者

古川純 専修大学教授。憲法学、平和論。(古領軍文書、とくに言論関係の研究をされています)

古関彰一 独協大学教授。法学。(憲法成立過程の研究からはじまって、日本現代史研究をされています)

大川隆司 (弁護士事務所局長)
小林英三郎 (請求人) 平館登志子 (故・利雄氏夫人) 永倉あい子 梅田正己 片岡修 橋本進 大塚茂樹 (事務局) 田中正明 (出版労連担当中執)

《事務局》 第二次再審請求への準備として第一回研究会をひらきます。研究会の趣旨については大川先生がおねがいすることとして、大ざっぱな方向としては、今後月一回くらの割合でひらく。資料の探索、コピーなど人手と費用がかかることが予想されますが、それは出版労連の独自カンパの資金でまかなわせていただきます。

◆再審裁判と事件記録◆

大川 持参した資料にあるとおり、横浜地裁は判決書がないから、原判決によりいかなる犯罪事実が認定されたか不明である。判決書がある小野康人氏については、特高の拷問を認定した最高裁判決(一九五二年)は、故益田直彦氏に対するもので、小野氏が拷問を受けた証拠にはならない、という理くつで却下しました。東京高裁はやや柔軟な

態度をみせたが、結局は一件記録がないという理由で却下。最高裁は全く形式的な手続き論で却下でした。

再審請求のために弁護士は当然記録収集にあたったのですが、三〇数名の被告のうち存在した判決書は八名分のみ。判決書がないものうち、本人または遺族の手もとに予審終結決定書が八名分、予審請求書または公判請求書が二名分という状況でした。これ以外の一件記録はこれまでのところまったく発見されていません。

拷問を加えた警部、警部補は事件被害者によって共同告発され、特別公務員暴行傷害罪で、横浜地裁、東京高裁、最高裁でいずれも有罪とされました。ところがこの事件の一件記録もないのです。

唯一存在するのは、故・細川嘉六氏に関する一件記録で、これは故・海野晋吉弁護士が保存され、国会図

書館憲政資料室に寄贈されたものです。

本来、刑事事件の確定した判決は一審、二審とも(治安維持法関係は二審制)一審に対応する検察庁に保管責任がある。さらに、昭和一六六ごろに司法省は、治安維持法、国防保安法など思想犯に関する判決文は判決謄本を二部、司法省に提出せよと通達している。戦後、司法省の文書は、法務省と、一部は最高裁事務局にひきつがれたので、弁護士として調べに行ったのですが、両方とも「ない」という回答でした。

国家に保管責任があるのですから国家の責任において発掘するか、復元すべきなのですが、彼らがやらな以上、私たちがやるしかない。

そこで横浜事件裁判も、その後の特高告発裁判も、米軍占領下の裁判ですから、米軍が持ち帰った文書を探すという作業をしなければならな

い。私は、国立公文書館にあるいわゆる「里帰り文書」の中から、旧特高関係の名簿を発見し(昭和一七年一月分、二〇年五月分)、神奈川県特高課の部分のコピーを請求したのですが、氏名、住所のところは白紙でよこし、入手できたのは役職分担など外枠だけです。アメリカへ行って調べたほうが早いわけです。

拷問特高の裁判は、横浜事件そのものの記録ではないが、拷問事実を争うにさいし、当然、事件記録を点検したでしょうから、この一件記録がでてきても、横浜事件を再審して

いく有力な手がかりになるでしょう。

◆占領軍文書をどう調査するか◆

古川 治安維持法にかかわるあれだけの大事件ですから、占領軍が関心をもたなかったとは思えませんね。関心をもつとすればGII（参謀第二部）のCIS（対敵謀報部）、なかでもPSD（公安課）あたりではないでしょうか。しかし、私はかつて占領軍による日本の警察改革に関して調べたことがあります、そこでは横浜事件に関する資料は見当りませんでした。GS（民政局）関係



左から古関彰一氏、古川純氏。

文書の研究はこの十年ほど、かなりすすんできてはいますが、AS PAC（米太平洋陸軍司令部）関係の研究は、まだこれからというところではないでしょうか。それから、今まで研究されてきた方々にも、ごらんになった資料のなかに横浜事件の記録の存在を思わせるようなものがあったかを問い合わせてみることもしたいで

で考えると、LS（法務局）が関心をもった可能性はありますね。それから占領軍が押収した日本側文書のほか、英文に翻訳した第二次資料の存在が考えられます。ほかには、まだ日本の研究者の調査がまだすすんでいない米第八軍、地方軍政部関係の資料にあたる必要があるでしょう。それから、たとえば公職追放に關し、当時の中央公論社の嶋中雄作氏の「反証」書類も多少の参考になるかもしれない。軍国主義に迎合しなかった証拠として当然、横浜事件にもふれているでしょうから。

古関 日本の研究者によるGHQ



第一回研究会に参加の平館登志子さん。

すね。たとえば、栗屋憲太郎先生らの現代史研究家、占領下の公職追放について研究されている袖井林二郎先生、占領開始直後の外務省にあたる終戦連絡事務局の文書を研究された荒敬（たかし）さん、内務省の解体過程を研究された三重短大の平野孝さんとか……。そういう角度からは、日本でいろいろ調査していった戦略爆撃調査団の報告書も再点検の必要があるでしょう。

右は当日の研究会でのご発言のうちごく一部を編集部の文責でまとめたものである。このほかさらにご協力を願いたい研究者の氏名（沖繩を含め）があげられ、アメリカにおける資料状況との関連で在米の研究者への連絡も古川氏がひきうけられた。今後、国会図書館、公文書館、法務省図書館などの調査活動に入るまえに、大まかな調査方向（目標のしぼり）を次回研究会で決定することになった。

「会員」更新を！

●以上のような経過で、新資料発掘の研究活動が始まりました。これを支えるため、ぜひとも第六年度も「会員」となってください。ようお願いたします。会費振込のための振替用紙を同送させていただきます。

●「研究会」に参加ご希望の方は、どうぞ事務局までご連絡ください。

ジュネーブ人権ツアーから帰って

弁護団団長 森川 金壽

◆ジュネーブで横浜事件の

経験をうったえる

本年（一九九二）八月二一日から同月二六日まで、日本での冤罪を国際的にアピールする「人権ツアー」グループとともに、わたしたち横浜事件関係者（木村亨本人・森川金壽再審請求弁護士・木下信男明大名誉教授ら）は、ジュネーブの国連人権委員会の壮大な建物の内外で、横浜事件その他の冤罪事件をアピール活動するとともに、同年三月末国会に提出された「拘禁二法」案に対する反対をうったえる活動をした。

私たちが傍聴した人権委員会（正確には人権委員会小委員会。しかし大議場に正面議長席に対して馬蹄形に丸くテーブルがあり、二六人委員が前列にならび、その回りを各国政府代表、さらにその回りを国際機関の代表、NGOの代表らが傍聴し、私たちのような一般傍聴者はこれらとちよつと離れた傍聴席に座るから、全体としては大会議場といえよう）では、ちよつと日本からの「盗聴事件」に対する緒方靖夫氏の発言が行われており、同事件の関係者も多数見えていて挨拶を交わしたりしたが、その前日には日本の代用監獄と拘禁問題について日本の弁護士からの発言も行われたことで、一種の日本の人権糾弾ブームのようであった。私たちがジュネーブを發つた後の八月二八日にも、アメリカのNGOから（日本人弁護士により）日本の「過労死」問題が指摘されたことが報道せられた（『赤旗』）。

た傍聴席に座るから、全体としては大会議場といえよう）では、ちよつと日本からの「盗聴事件」に対する緒方靖夫氏の発言が行われており、同事件の関係者も多数見えていて挨拶を交わしたりしたが、その前日には日本の代用監獄と拘禁問題について日本の弁護士からの発言も行われたことで、一種の日本の人権糾弾ブームのようであった。私たちがジュネーブを發つた後の八月二八日にも、アメリカのNGOから（日本人弁護士により）日本の「過労死」問題が指摘されたことが報道せられた（『赤旗』）。

もつとも、これらの発言は他国のNGO（非政府組織）の発言権をゆずってもらってなされた模様であり、この点でNGOの資格のある団体が日本に一つもないという現状をあらためて認識させられた。

このような人権委傍聴などのほか、私たちの各グループの人々は、多数存在している国際的なNGOに対して、日本から用意してきたアピールの印刷物を配布したが、横浜事件についても英文、仏文のものを多数配布した。

ジュネーブ滞在最後の八月二六日には、国連の建物近くのインターコンチネンタル・ホテルの二階の広々とした一室を借り受けて、NGOの人々に日本の拷問や代用監獄などによる自白強制の実情を説明アピールする集会を催した。少数ながらお客さんも見えて、まず横浜事件について拷問場面の実演をしながらうったえ、続いて袴田事件、甲山事件、横浜事件についてアピールした。横浜事件の説明と実演は木村亨氏にたいして森川が質問応答する方法で行った。その応答の詳細は以下に記載したとおりで、木村氏はシャツだけでなく床の上に座り、その周囲には一行のなかの屈強な男性が刑事役で立ち並び、日本から用意してきた木刀、竹

刀、麻縄などを手に手に「小林多喜二がどうなったか知っているか？」など口々に叫びながら暴行の場面を上演し、迫力があつた。

一通りの説明アピールが終わった後、列席の外国のお客さん（拘禁に関する実行委員会からの若い婦人ら二人）からの感想と質問があつた。そのなかで「日本の国民はこのような警察による拷問取り調べや代用監獄などについてどの様な反対活動をしているか」というもつともな質問があつた。「一般的には無関心な人が多い」と答えた人が私たちの中にいたが、たしかにそういう状況ともいえないことはない。もつとも日本では弁護士会や政党などの拘禁二法案反対運動も活発で、そのためにこれまで二度にわたって廃案にもちこむことができたのだから、すくなくとも国民の半分以上は反対と言うことになるだろうが、一方では自民党をして三度も法案を提出させるといふ空気もある。

◆身近になつてきた

国連人権委

これまで国連人権委員会などというものは、国民一般からは、はるかに遠い雲の上の存在のように感じら

れてきていたし、私自身の実感としても、何か問題を提起して国際的にうったえようにも、手続きが困難で何か近寄りがない存在のように感じられていた。しかし今度約五日間にわたり連日国連の建物に通っているうちに、国連人権委もかならずしも手続き一点張りのむずかしい組織でもなさそうに思えてきた。

まず初日に傍聴した議場では、前にもちよつとふれたように、いきなり日本の東京都町田の盗聴事件に対する被害当事者緒方氏自身の英語スピーチが耳にはいってきいた。国際人権規約の特別議定書もまだ批准していない日本の人権問題について、日本人がこのような非難抗議の発言ができるということは(いままで多少きいてはいたが)、手続き問題をあまりに重く考えていた私にとつては、ひとつの新鮮な驚きであった。きけば前日にも代用監獄問題について日本の弁護士が発言したとのことで、私たちを案内してくれたNGOの係りの人(仏人)の説明によると、こんどの人権ツアアーの目的である横浜事件など三事件についても発言させることになる連日日本問題がとりあげられることになってまずいで、今回は発言は難しいと言う事で

あった。

このような発言はNGOを通じてなされるので、それ相当の事前の根回しが必要であるが、とにかく日本の国民もこのよな形で割合容易に議場で発言し日本政府を糾弾できるのである。

また、英仏文などの印刷物を多数のNGO団体に配布することも、場合によっては相当有効かもしれない。(国連前の広場でも通行人などに印刷物を配布したりもした)。

◆「代用監獄は裁判官が指定するのだから」といふ言い訳

ところで私たち人権ツアアグループは、ジュネーブへ出発直前、一応外務省へこのツアア目的のあいさつと、日本政府の代用監獄問題などについての態度について確かめについた。そのときのやり取りの中でとくに興味があったのは、代用監獄については、結局「裁判官が拘束場所を指定するのだから」と言ういいわけを重要な柱にしているのではないかとうたがわれた。裁判官諸公は、このように代用監獄制度については政府の隠れ蓑的に利用されていることを承知しているであろうか。一九九

一年一月「死刑廃止と被拘禁者の人権保障」について、日本政府に勧告したアムネスティ・インターナショナルも、この点について「拘留請求検察官から裁判官に提出され、同時に検察官が勧める拘留場所も提示される……裁判官が検察官の請求した拘留の場所と違う場所を指定することはまれである」として、裁判官が別の場所を指定するにはよほどの勇気がいる現状を指摘している。

なおこの点については、私たちがジュネーブに滞在中に、国連人権小委員会での日本の代用監獄制度や拘禁二法案に対する戸塚悦郎弁護士からの批判発言に対する日本政府代表からの発言があったが、その要旨を

つぎに紹介する。

- 1 日本ではすべての勾(拘)留は裁判官の令状によって行われている。
- 2 裁判官は拘留場所の収容能力、拘留場所と取調べ施設間の距離、被疑者の便宜等を考慮して拘留場所を決定する。
- 3 拘留決定に対しては不服申立てができる。
- 4 捜査と留置を担当する警察官を区別している。
- 5 新しい法案は被拘禁者の権利

を大いに保障するために立案されたものである。

これでは裁判官にすべての責任を転嫁した格好であるが、心ある裁判官たちはいつまでもこのような責任転嫁に甘んじているであろうか。2の項などはいかにも被疑者に対して思いやりが深いようにみえるが、問題の本質をはぐらかすものであり、要は捜査機関の監視下から解放されるか否かにある。たんなる距離や便宜の問題ではないはずである。

◆今後の新たな再審請求について

当初の再審請求人の人々のうち、和田喜太郎氏(気賀スミさん)、青山鉞治氏(房子夫人)については横浜地裁で第一次再審請求ができるから、この際構を新たに若手弁護団の協力を求め、ジュネーブでの国際的観点(国際人権規約その他)をもとりいれ、再審請求をこころみることが考えられる。

またその他の七名の方々についても、アメリカなどについて資料(刑事記録その他)や占領軍関係者について証言、資料協力などを求める新たな努力も必要ではないか? この

ジュネーブの旅で目覚めた 「人権日本」のこと

再審請求人 木村 亨

皆さんの強い御協力のお陰で私たちのジュネーブの旅が無事に果たせたことを何よりもまず感謝したい。私たち横浜事件関係者が「日本の代用監獄とえん罪を考える会」に参加した六月からわずか二カ月足らずの準備で八月末にジュネーブへ出かけることができたことは我ながらよくぞこんな短期間に実現できたものと驚いている。

率直に言って、私は今度の旅で自分自身の目のウロコが二枚も三枚も落ちた思いでいっぱいだ。

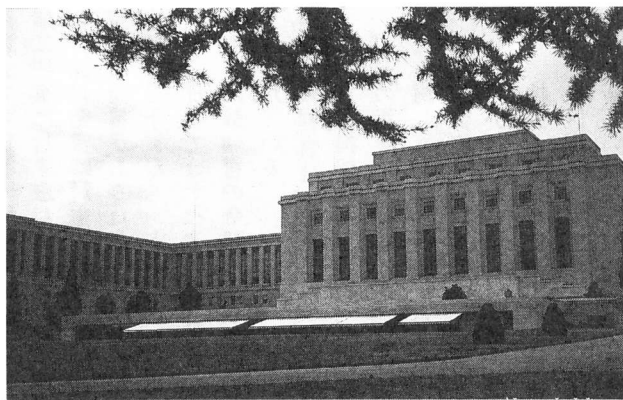
第一にこんなに世界中の人権問題が国際舞台で盛んに論議されているのに私たち日本人がどうした今日まで無知のままに過ごしたのか、という反省である。私自身は横浜事件の再審請求を開始した六年前に、弁護団長の森川先生から「この再審請求が一応の決着がついたら、ジュネーブの国連人権委員会へ訴えることを考えましょう」と言われ、実際に私たちが受けた拷問の被害事実を英文化して、用意をすすめていたのであ

る。『横浜事件と日本の拷問』と題して今夏ジュネーブの国連本部で配布した英文パンフがその一例である。

第二に、私たちは自身の係わる団体や組織を一日も早く国連で発言権をもつNGOに育てあげなくてはならない、という急務に目ざめたことである。同行した毎日新聞の鳴谷泰典記者も同紙の「記者の目」（九月四日付）に書いている通り「国連内で発言権をもつNGOは四二団体。そのうち日本の団体はゼロ。活動の遅れをこの数字が物語っている。」

これは私たちにとって緊急の課題である。私たちは今夏のジュネーブ旅行の実際を各地の報告集会でご報告する所存だが、これからの大きな課題は、人権日本をつくるためにはまず私たち日本人のNGOを強化・拡大して、国連人権委員会で世界各国なみの発言権を確保することから始めなければならないということである。

私たちの日本を「人権未開国」い



ジュネーブの国連人権委員会本部ビル——筆者撮影

や「人権野蛮国」から国際的に通用する当たり前の人権国に脱皮するよ
うに、私は今夏のジュネーブの旅を
活用したいと祈念している。

〔付言〕

なお、今夏の旅では横浜事件で受けた特高警察の拷問と、体験者の私
が実際にどれほどひどくやられたか
を実演してみせたことが外人には大
きなショックだったらしく、私たち
の国連人権委員会へのアプローチに

（前頁下段より）
ため太田沖縄県知事を含め関係研究者に
対して協力を要請することが望まれる。

特別に有力な手だてになったことを記しておきたい。

* この原稿は「横浜事件を考える会」の会報に載せられたものですが、木村さんのご諒解を得て転載させていただきますました（事務局）。

▼カンパを寄せて下さった方々
（91年8月）小野貞（9月）中尾政一（10月）小野貞（11月）平館登志子——のみなさん
▼事務局から——新年度の会費送付のための振替用紙を同封させていただきますました。六年目も続けて「会員」になってくださるようお願いいたします。

—入会申込・会費納入先—

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402

横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」